

**独立行政法人福祉医療機構の
中期目標期間の業務実績の暫定評価結果**

平成 1 9 年 8 月 2 9 日
厚生労働省独立行政法人評価委員会

1 中期目標期間（平成15年10月～平成20年3月）の業務実績について

（1）評価の視点

独立行政法人福祉医療機構（以下「福祉医療機構」という。）は、特殊法人社会福祉・医療事業団の業務を承継して、平成15年10月に新たに独立行政法人として発足した。また、平成16年4月より、特殊法人労働福祉事業団の廃止に伴い、その業務の一部である労災年金担保貸付事業を承継し、さらに、平成18年4月より、特殊法人年金資金運用基金の解散に伴いその業務の一部である承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務を承継したところである。

本評価は、平成15年10月に厚生労働大臣が定めた中期目標（平成15年10月～平成20年3月）全体の業務実績についての評価を行うものであり、評価結果を次期中期目標等へ反映させる観点から、中期目標期間の最終年度に暫定的に実施するものである。

当機構に対しては、特殊法人から独立行政法人となった経緯を踏まえ、弾力的・効果的な業務運営を通じて、業務の効率性の向上、質の向上及び透明性の向上により国民の求める成果を得ることが強く求められている。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」及び個別項目毎の評価の視点等に基づき、平成18年度までの業務実績の評価において示した課題等、さらには、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会から寄せられた意見や取組方針も踏まえ、暫定評価を実施した。

なお、福祉医療機構の業務は非常に多岐にわたり、それぞれの業務の性質が異なっていることを特記しておきたい。

（2）中期目標期間の業務実績全般の評価

当委員会においては、福祉医療機構が独立行政法人として発足して以来、業務により得られた成果が、「社会福祉事業施設及び病院、診療所等の設置等に必要な資金の融通並びにこれらの施設に関する経営指導、社会福祉事業に関する必要な助成、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の運営、心身障害者扶養保険事業等を行い、もって福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ること」及び「厚生年金保険制度、船員保険制度、国民年金制度及び労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金たる給付の受給権を担保として小口の資金の貸付けを行うこと」という当機構の設立目的に照らし、どの程度寄与するものであったか、効率性、有効性等の観点から、適正に業務を実施したかなどの視点に立って評価を行ってきたところであるが、中期目標期間全般については、次のとおり、概ね適正に業務を実施してきたと評価できる。

業務運営の効率化に関しては、ISO9001に基づく品質マネジメントシステムの認証取得及びその運用、人事評価制度の導入及び運用の改善等の処置がとられ、効率的な業務運営の確立がなされたことを高く評価する。また、業務推進体制の整備と組織のスリム化を図り、効率的な業務運営を推進した。

また、リスク管理債権についても適切に管理されている。さらに、一般管

理費等の経費削減については、毎年度経費を計画的に節減し、中期目標・中期計画の達成に向けて順調な進捗状況となっている。

福祉医療貸付事業については、国の福祉及び医療の政策目標に沿って、民間の社会福祉施設、医療施設等の整備に対する融資が行われているとともに、審査業務及び資金交付業務の迅速化が進められるなど、業務の効率化が図られ、計画に照らし十分な成果を上げている。また、年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業における定額償還方式の導入による利用者の利便性への貢献については、特段の評価に値する。

一方で、心身障害者扶養保険事業については、制度に係る制約に起因する繰越欠損金の解消に向けて、国において検討が進められることを期待する。

中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については2のとおりである。また、個別項目に関する評価資料については、別紙として添付した。

2 具体的な評価内容

(1) 業務運営の効率化について

① 効率的な業務運営体制の確立

福祉医療機構は、平成16年度及び平成18年度に業務の承継を行う等、中期計画期間の途中で業務が増大したものの、その中で業務推進体制の整備と組織のスリム化を図り、適切な業務運営を推進した。また、ISO9001に基づく品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）について、平成17年度に認証を取得して中期計画を達成し、早期に業務運営の効率化が図られたことを高く評価する。また、平成16年度より人事評価制度を導入して以降、その制度運営の改善を行い、組織の業務目標の達成や人材育成につなげた点も高く評価できよう。さらに、経営企画会議の積極的な開催により、業務の執行状況の適正な管理を実施する等、中期目標・中期計画に照らし十分な成果を上げている。

② 業務管理の充実

QMSを適切に運用することにより、業務目標の進行管理が実施されている。また、リスク管理体制については、平成15年10月に事務リスク管理部会（平成18年度からISO部会に統合）を設置するとともに、QMS活動において事務リスク管理を徹底する仕組みを構築している。

福祉医療貸付事業については、貸付先のフォローアップ、債権区分管理の徹底等を行った結果、毎年度のリスク管理債権の比率を中期目標（2.0%）以下に抑え、中期計画を下回る水準を維持している。

さらに、ALMシステムの活用、電子政府化への取組などが認められ、中期目標・中期計画に基づいて適切な業務管理が行われており評価する。

近年の医療・介護をとりまく厳しい状況を受け、今後リスク管理債権比率の悪化が予想される。経営改善に向けたモニタリング機能の充実、必要に応じた貸付条件の緩和、再生計画への積極的な協力等、リスク管理債権比率の増大に対する多角的かつ積極的な対応を期待する。

③ 一般管理費等の経費削減

一般管理費、福祉保健医療情報サービス事業費等の経費削減については、平成18年度において、基準年度である平成14年度に対して11.7%の削減を実現しており、目標（13%の削減）達成に向けて着実に成果を上げている。

また、労災年金担保貸付事業に係る各種経費の削減については、平成18年度において、基準年度である平成16年度に対して23.1%の削減を実現し目標（9%の削減）を上回る水準となっている。

さらに、福祉医療貸付事業費についても、基準年度である平成14年度の相当経費と比較して16.1%の削減となり、目標（5%の削減）を上回る水準となっている。以上のように、一般管理費等の経費削減については、中期目標・中期計画の達成に向けて順調な進捗状況となっている。

今後とも、経費削減への継続的な努力や一般競争入札の更なる導入等により、引き続き、業務の効率性・経済性を向上させていく努力を期待する。

(2) 各事業ごとの評価

① 福祉医療貸付事業

福祉貸付事業については、国の福祉政策と密接に連携し、ゴールドプラン21、新エンゼルプラン、新障害者プラン等に基づき事業を行っており、平成15年度から平成18年度までの貸付審査件数（老人福祉関係施設1,698件、児童福祉関係施設1,115件、障害者福祉関係施設641件、その他34件の計3,488件。つなぎ資金を除く。）のうち97.0%は、国及び地方公共団体から補助金等が交付された施設整備への融資となっている。また、平成16年度に協調融資制度を構築し、その定着と運用の効率化を進めて民間資金の一層の活用を図っている。

医療貸付事業については、国の医療政策に即し、平成15年度から平成18年度までに、病床等不足地域における病院等の整備（病院237件、診療所744件）、200床未満の中小規模病院の整備（病院283件）、介護保険事業計画に基づく老人保健施設の整備（407件）等への融資に実績を上げている。

また、両事業において、国の要請等に基づく緊急・特別的な融資として、金融環境の変化に伴う運転資金に対する緊急融資（平成15年度実施）、老人福祉関係施設等に係る特別貸付（平成16年度及び平成17年度実施）、災害復旧融資（平成16年度から平成18年度実施）、アスベスト対策事業融資（平成17年度及び平成18年度実施）、地域密着型サービスに対する融資（平成18年度実施）、障害者自立支援法の施行に伴うつなぎ資金の特例融資（平成18年度実施）、療養病床の再編成に伴う経営安定化資金の融資（平成18年度実施）の実施等、国との調整の下、政策と密接に連携した迅速な対応を行っている。

また、毎年度、国の政策動向を踏まえた融資メニューや金利体系の見直しを行ったことにより、新規契約分について、毎年度、利差益を確保しているなど、中期目標・中期計画に照らして十分な成果を上げている。今後とも、民業補完の観点から、融資対象事業、融資条件等を適切に見直していくこと

を期待する。

一方、福祉医療貸付事業の業務の質の向上については、審査業務の平均所要期間について、毎年度、福祉貸付においては4か月以内、医療貸付においては3か月以内に抑え、中期目標を達成している。資金交付業務については、全ての案件において、請求後20営業日以内に資金交付を行い、中期目標を達成している。また、利用者の事務負担の軽減、相談体制の充実、受託金融機関の指導強化等の取組が認められる。

なお、福祉医療貸付事業が福祉医療機構の基幹事業の一つであることにかんがみ、引き続き、機動的な人員配置等により効率的かつ効果的な対応を行う体制を整備し、資金需要の的確な把握に努め、ニーズにきめ細かく対応することにより、福祉及び医療基盤の整備を政策金融の側面から支えていくことを強く期待する。

② 福祉医療経営指導事業

集団経営指導（セミナー）については、外部委託の活用などによる経費削減努力や、受講者の確保に努めた結果、開催経費を上回る受講料収入を上げ、中期目標を達成している。

また、個別経営診断については、平均処理日数が15.5日と、中期目標である平均処理日数60日以内を達成するとともに、必要経費を上回る診断料収入を上げ、中期目標を達成している。以上のように、中期目標及び中期計画における処理日数に係る目標値や収支相償の原則について、これを上回る実績を上げており、効率的な業務運営に関し、十分な成果が得られている。

福祉医療経営指導事業の業務の質の向上については、集団経営指導（セミナー）においては、早期の開催告知、延べ受講者数、セミナー受講者に対するアンケート調査における満足度指数に関し、すべてが中期目標を上回っている。

また、個別経営診断において、延べ診断件数は380件となり、中期計画における目標値（150件）を達成した。また、平成16年度より特別養護老人ホーム及びケアハウスの指標の充実を図った。平成17年度には病院等の診断項目の充実、平成18年度は簡易経営診断を開始する等、診断手法の充実を毎年度行い、顧客の多様なニーズにきめ細かく対応した。また、開業医承継支援事業の紹介件数に関し、中期目標を達成している。以上より、中期目標・中期計画に照らして十分な成果を上げている。

③ 長寿・子育て・障害者基金事業

長寿・子育て・障害者基金事業については、独創的・先駆的事業への助成及び地域の実情に即したきめ細やかな事業への助成を重視する方針のもと、第三者機関である審査・評価委員会の審議等を経て、事業計画及び運用計画を策定し、重点助成分野を設け、限られた財源の効果的かつ効率的な配分に努めている。

重点助成分野については、毎年度、重点助成分野を4分野以上設定することとされているが、毎年度、5分野以上を設定、延べ627事業を採択し、特に必要な分野に適切かつ重点的に助成できたと評価する。

また、障害者スポーツの振興のために特に必要な助成の対象とする活動として、平成16年度にスペシャルオリンピックス冬季世界大会に向けての競技運営費に対して障害者スポーツ基金を取り崩して助成した。

その他、助成事業の継続状況、独創的・先駆的事業等への助成については、それぞれ目標とされた80%、70%を超えており、中期計画における目標値を大幅に上回る成果を上げ、多種多様に展開される民間福祉活動に幅広く対応できている。

長寿・子育て・障害者基金の業務運営の効率化に関する事項について、基金の運用は、適切な情報収集を通じて、平成16年度以降、長期金利の指標である国債の平均利回りを上回る運用実績を上げている。

また、助成金の交付決定までの所要期間に関し、平成18年度において、平均で19.8日とし、中期目標の平均30日以内となるなど、中期目標の達成に向けて効率化を進めており、中期目標・中期計画に照らし十分な成果が得られている。

長寿・子育て・障害者基金事業の業務の質の向上については、毎年度、募集要領のホームページでの公開を募集締め切りの2か月前までに実施したこと、また、優れた事業の周知などの広報活動を積極的に行ったこと等、中期目標を適切に実施した。さらに、応募件数は平成18年度において、中期目標期間初年度と比べて33.9%増加しており、長寿・子育て・障害者基金の広報活動について、一定の成果があったものと評価できる。

助成事業の事後評価については、平成14年度助成分から実施し、助成団体が行う自己評価、審査・評価委員会委員等が行うヒアリング評価及び書面評価を組み合わせた重層的評価を実施し、その結果については、「選定方針」や「募集要領」に反映させている。以上のように、業務の質の向上については中期目標・中期計画に基づいて積極的に取り組んでいると評価する。

今後とも、適切な運用方法による運用実績の増加、独創的・先駆的な事業及び地域の実情に即したきめ細やかな事業へのより一層の助成、適正な事後評価の推進を期待する。

④ 退職手当共済事業

退職手当共済事業について、退職手当金の請求書受付から支給までの平均処理期間は、国及び都道府県の予算に係る制約要因を除外しないとすれば、当該平均処理期間は中期目標における目標値（75日）に達していないものの、国及び都道府県の予算に係る制約要因を除外すれば、中期目標の範囲内となっている。

近年、退職者数が増加したことに伴い退職手当金の請求件数も増加する中で、平成15年度及び平成16年度において退職金の振込に係る電算処理の簡素化、平成17年度において支給対象外者（1年未満の退職者）の事務処理の簡素化、平成18年度において不備照会の簡素化を行うことにより、平均所要期間の増加を抑えることに努めている。

一方、利用者の手続き面の負担を軽減するため、平成15年度において請求書等のダウンロード機能を創設、平成16年度において退職届作成支援システムの構築及びホームページ運用開始、平成17年度において届出様式の

統合、提出書類や記載事項の簡素化、平成18年度においてWAMNETのネットワーク環境を活用した掛金納付対象職員届の電子届出システムの構築などを行ったことは利用者の利便性の向上に大きく寄与した。さらに、平成18年度における社会福祉施設職員等退職手当共済法の改正に伴う周知及び事務取扱を適正に行っている。以上、ほぼ中期計画・中期目標に沿った成果を上げている。

今後とも、退職手当金の交付までの期間短縮に向け、事務処理の簡素化、効率化の継続的な努力を期待する。

⑤ 心身障害者扶養保険事業

心身障害者扶養保険事業については、扶養保険資金に関し、安全性を重視した運用を行い、適切な運用利回りを確保した。さらに、中期計画のとおり地方公共団体の事務担当者会議を2か所で開催し、事務担当者に対しては適正に事務処理を行うための留意事項についての周知を行い、加入者・年金受給者に対しては年金等の請求もれや、手続きもれの注意喚起を促すリーフレットを作成するなど、適正な事務処理がなされるよう連携を図った。

一方、心身障害者扶養保険責任準備金に対応する資金の積立不足により繰越欠損金が発生している。当該欠損金の解消に向け、国において制度の見直しを行うことを期待する。

⑥ 福祉保健医療情報サービス事業

福祉保健医療情報サービス事業（WAMNET事業）については、介護事業者情報に係る送信方法についてインターネット接続環境を利用した送信方法への移行を実施し、経費の削減及び事務の効率化を行った。

また、看護師等養成所報告管理システム及び児童・婦人相談所ネットワークの運用を開始する等、WAMNET基盤の利活用を図った。さらに、有料広告やシステムの運用管理の受託により、平成16年度から平成18年度までにおいて、約3千万円の自己収入を確保している。以上のように、当該事業については、効率的な業務運営が行われており、中期目標・中期計画に照らし十分な成果を上げている。

福祉保健医療情報サービス事業の業務の質の向上については、他機関とのリンク拡張、情報の質の向上、操作性やコンテンツの充実等、利用者の利便の向上を図った結果、利用者は年々増加し、平成18年度においては、WAMNETのアクセス件数が1,578万件、利用機関の登録数が63,479件となり、中期目標における目標値（年間のアクセス件数700万件以上、利用機関の登録数5万件以上）を達成した。

以上より、経費削減と自己収入の増大及び利便性の向上において中期目標・中期計画に照らし成果を上げている。しかしながら、WAMNETの運営に多額の費用を要していることにかんがみ、より一層の費用削減の検討や更なる自己収入の確保とともに、内容及び機能の充実に努めることを期待する。

⑦ 年金担保貸付事業

年金担保貸付事業については、費用と収益の動向を踏まえた金利水準の検証を定期的に行うことで、コストを適切に反映しつつ、利用者に負担を強いることのないよう配慮した金利設定を行い、平成15年度に欠損金が発生したものの、平成16年度には欠損金を解消し、以後毎年度、当期利益を計上している。平成18年度においては、金利情勢等を踏まえ、暫定的に貸付金利の上昇を抑制する措置を講じるなど、ほぼ中期目標・中期計画に沿った成果を上げている。

年金担保貸付事業の業務の質の向上については、従来、当該制度の償還方法は、全額償還と半額償還の2通りの償還方法に限られていたが、年金受給者にとって無理のない返済が行えるよう、平成17年10月より、1万円単位で返済額を設定できる定額償還方式を導入し、利用者の利便性の向上に大きく貢献していることから、特段の評価に値する。また、平均事務処理期間に関し、平成17年度には、平成15年度に対し1週間の短縮を実現し中期目標を達成している。

また、制度周知及び悪質貸金業者に対する注意喚起、受託金融機関への指導強化等の取組が見られるなど、中期目標・中期計画に照らし十分な成果を上げている。

⑧ 労災年金担保貸付事業

労災年金担保貸付事業については、平成16年度に旧労働福祉事業団から事業を承継し、費用と収益の動向を踏まえた金利水準の検証を定期的に行うことで、コストを適切に反映しつつ、利用者に負担を強いることのないよう配慮した金利設定を行い、平成17年度には欠損金が発生したものの、平成18年度には当期利益を計上し、かつ欠損金を解消しており、ほぼ中期目標・中期計画に沿った成果を上げている。

労災年金担保貸付事業の業務の質の向上については、従来、当該制度の償還方法は、全額償還と半額償還の2通りの償還方法に限られていたが、年金受給者にとって無理のない返済が行えるよう、平成17年10月より、1万円単位で返済額を設定できる定額償還方式を導入し、利用者の利便性の向上に大きく貢献していることから、特段の評価に値する。また、平均事務処理期間に関し、平成17年度には、平成15年度に対し1週間の短縮を実現し中期目標を達成している。

また、制度周知及び悪質貸金業者に対する注意喚起、受託金融機関への指導強化等の取組が見られるなど、中期目標・中期計画に照らし十分な成果を上げている。

⑨ 承継年金住宅融資等債権管理回収業務

承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、平成18年度に旧年金資金運用基金より業務を承継し、貸付先や保証機関の財務状況等の分析、保証人の状況調査、担保物件の適切な担保評価、貸付先の財務状況等を勘案した自己査定、ローン保証会社の保証履行能力の把握等により、貸付先の状況に応じた債権保全策を実施し、貸付先の延滞を未然に防ぎ、債権の円滑な回収を図った。

また、解散等予定の住宅生協に対する機構債権について全額回収し、民事再生法の申立がなされた貸付先について質権実行等による回収措置を実施するなど、適切かつ着実な債権回収への積極的努力が認められ、中期目標・中期計画に照らし十分な成果を上げている。

⑩ 承継教育資金貸付けあっせん業務

承継教育資金貸付けあっせん業務については、平成18年度に旧年金資金運用基金より業務を承継し、リーフレットの作成及びホームページへの掲載により周知を行った。また、再委託業務の変更に合わせて、受託機関用手引書の改訂版を作成・配布し受託機関を指導する等、中期目標・中期計画に照らし十分な成果を上げている。

(3) 財務内容の改善等について

予算、収支計画及び資金計画等については、中期目標・中期計画に基づいて適正に実施されている。また、運営費交付金以外の収入の確保先として、福祉医療経営指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業において、平成15年度から平成18年度の間、約1億4千万円の自己収入を確保した。また、福祉医療貸付事業及び年金担保貸付事業において、財投機関債を発行し、自己資金の調達を行った。また、業務の量・質に対応した適切な人員配置を行い、常勤職員数を中期計画の指標値以内に収めている。以上より、中期目標・中期計画に照らし十分な成果を上げている。